

新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の取り扱いにおける対策について

令和2年9月16日付青森県危機対策本部方針「イベント開催制限の考え方について」を踏まえ、町方針の取り扱いを決定する。

令和2年5月8日本部決定年内中止イベント以外のイベントについて、引き続き、令和2年3月27日決定の対策に基づき取り扱うこととし、実施に当たっての収容率等は次のとおりとする。

| イベント等の類型 | 収容定員 | 収容率等 |
|---------------------|--------|----------------------------|
| 大声での歓声・声援等が想定されないもの | 定員設定あり | 収容定員の100% |
| | 定員設定なし | 適切な間隔を確保（最低限、人と人とが接触しない程度） |
| 大声での歓声・声援等が想定されるもの | 定員設定あり | 収容定員の50% |
| | 定員設定なし | 十分な間隔を確保（1m） |

※以下、令和2年3月27日決定の対策を再掲

【イベントや集会の開催について】

1. 対策内容

当面の間、下記①～③の全てに該当する、または④に該当する、町が主催するイベントや集会は、原則中止または延期とし、外郭団体等が主催する同様のものについては、中止または延期を要請する。

- ①換気の悪い「密閉空間」
- ②多数が集まる「密集場所」
- ③間近で会話や発声をする「密接場所」
- ④不特定多数が参加する

2. 備考

- 1) 各省庁等からイベントや集会の開催に関する方針等が示されている場合は、この限りではない。
- 2) 上記①～③の全て、または④に該当しない場合でも、所管課判断による中止や延期は妨げない。
- 3) 中止や延期が困難な場合は次のような工夫をし、感染対策を徹底する。
 - ・定期的な換気をする。
 - ・対面しないレイアウトにする。

- ・氏名、連絡先等を記入する受付名簿等を作成し、参加者を特定する。
- ・懇親会等の会食は中止する（弁当の持ち帰り等への切り替えも考慮する）。
- ・開催時間短縮や、参加者少人数化など、規模縮小する。
- ・参加時に参加者の体温や症状の有無を確認し、具合の悪い方の参加を認めない。
- ・共有物の適正な管理又は消毒の徹底をする。

※上記は例であり様々な工夫が考えられる。

（令和2年3月27日決定の対策「2. 備考」中から「・参加者等の間隔を1m以上離す。」「・過去2週間以内に発熱や風邪で、受診や服薬等をした方は参加しない。」を削除しています。）